

中華人民共和國税関行政処罰案件処理 手順規定

2007年3月2日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國税関行政処罰案件処理手順規定

(2007年3月2日税関総署令第159号公布)

目録

- 第1章 総則
- 第2章 一般規定
- 第3章 案件調査
 - 第1節 立件
 - 第2節 尋問、聴取
 - 第3節 検閲、検査
 - 第4節 化学検査 鑑定
 - 第5節 預金、送金の開示請求
 - 第6節 差押さえと担保
 - 第7節 調査の中止と終結
- 第4章 行政処罰の決定
 - 第1節 案件審査
 - 第2節 告知、照合確認と公聴会
 - 第3節 処分決定
- 第5章 行政処罰決定の執行
- 第6章 簡易事件の処理手順
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条 税関が行政処罰事件を処理する手順を規範化し、公民、法人又はその他組織の合法的な權益を保護するために、《中華人民共和國行政処罰法》、《中華人民共和國税関法》、《中華人民共和國税関行政処罰実施条例》（以下、税関行政処罰実施条例と略称する）及び関連の法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 税関が行政処罰事件を処理する手順は本規定を適用する。法律、行政法規に別に規定のある場合はこの限りではない。

税関の密輸犯罪捜査の公安機関が治安管理処罰事件を処理する手順は《中華人民共和國治安管理処罰法》、《公安機関の行政事件の処理手順規定》に照らし、執行する。

第3条 税関が行政処罰事件を処理する場合、公正、公開、迅速および便宜の原則を遵守しなければならない。

第4条 税関の行政処罰事件の処理が、少数民族の集落若しくは他民族が共同で居住する地区である場合、当該地での共通言語を使用し、尋問および聴取を行なう。

当該地で通用する言語文字に精通していない当事者に対しては、翻訳担当者を提供しなければならない。

第5条 税関が行政処罰事件を処理する過程において、国家機密、商業秘密、税関の業務機密又は個人のプライバシーにかかわる場合は、秘密を厳守しなければならない。

第2章 一般規定

第6条 税関が発見した、法に基づきその他行政機関又は刑事捜査部門が処理すべき違法行為の場合、案件の移送書を作成しなければならず、速やかに案件を関連の行政機関又は刑事捜査部門へ移送しなければならない。

第7条 税関が証拠を調査、収集する時、行政処罰事件を処理する税関業務担当者（以下、事件担当者と略称する）は2名を下回ってはならず、且つ当事者または関係者へ法律執行証を提示しなければならない。

第8条 事件担当者が次の情状の1に該当する場合、忌避しなければならない、当事者およびその代理人はその忌避を申立てる権利を有する。

- (1) 当該事件の当事者又は当事者の親族である場合。
- (2) 本人又はその親族が当該事件と利害関係にある場合。
- (3) 当該事件の当事者とその他関係があり、事件の公正な処理に影響する可能性のある場合。

第9条 事件担当者の忌避の場合、その所属する直属の税関長又は従属の税関長が決定する。

第10条 事件担当者が忌避を要求する場合、書面による申立を提出し、理由を説明しなければならない。

事件担当者が忌避すべき状況の1を有しながらも忌避申立を行なわない、当事者およびその代理人も彼らの忌避を申立てない場合、彼らの忌避を決定する権利を有する税関の税関長は彼らの忌避を命じることができる。

当事者およびその代理人が事件担当者の忌避を要求する場合、申立を提出し、理由を説明しなければならない。口頭による申立ての場合、税関は記録文書に残さなければならない。

第11条 当事者およびその代理人の忌避申立てに対して、税関は3ヶ月営業日以内に決定を下さなければならない、且つ書面で申立人へ通知しなければならない。

税関の忌避申立て却下について異議がある場合、当事者およびその代理人は書面通知書を受領後3ヶ月営業日以内に、決定を下した税関へ1度再審をするよう申立てることができる。決定を下した税関は、3ヶ月営業日以内に再審の決定を行い、書面で申立人へ通知しなければならない。

第12条 税関が忌避の決定を下す以前、事件担当者は行政処罰事件の処理を停止しない。忌避の決定が下る以前に事件担当者が行なった、事件と関係する活動が有効かどうかは、

忌避を決定した税関が事件の状況に基づき、決定する。

第 13 条 化学分析者、鑑定者および翻訳担当者を忌避する場合は、本規定第 8 条から第 12 条の規定を適用する。

第 14 条 税関が行政処罰事件を処理する証拠の主な種類。

- (1) 書証
- (2) 物証
- (3) 視聴覚資料、電子データ
- (4) 証人、証言
- (5) 化学分析報告書、鑑定の結論書
- (6) 当事者の陳述
- (7) 検査、検閲記録書

証拠は調査を経て事実には属するとはじめて、事実の根拠として認めることができる。

第 15 条 税関が収集する物証、書証は、現物、原本でなければならない。現物、原本の収集が明らかに困難である場合、現物、原本の内容又は外形を十分に反映できる写真、録画映像、複製品を撮影、複製することができ、且つ関連機関又は個人に、現物、原本を適切に保管するよう指定する又は委託することができる。

物証、書証の現物、原本を収集する場合は、目録を作成し、収集日を明記しなければならない。関連単位又は個人が確認後、押印若しくは署名しなければならない。

関連単位や個人が保管していた書証の原本の複製品、写真版複製、書写物を収集する場合、出所と収集日を明記し、提供単位又は個人の照合確認を経て押印若しくは署名しなければならない。

関連単位や個人が保管していた物証の現物の写真、録画映像を収集する場合、製作過程及び保管場所に関する文字説明を附さなければならない。且つ提供単位又は個人の文字説明の上に押印若しくは署名しなければならない。

提供単位や個人が押印又は署名を拒絶する場合、事件担当者は明記しなければならない。

第 16 条 税関が電子データ又は録音、録画映像などの視聴覚資料を収集する場合、原媒体を収集しなければならない。原媒体の収集が確かに困難である場合、複製品を収集することができ、製作方法、製作時間、製作者、対象の証明及び原媒体の保管場所を明記し、併せて関連単位や個人が確認後押印若しくは署名する。

税関が電子データ又は録音、録画映像など視聴覚資料の複製品を収集する場合、媒体変換を行わなければならない。電子データを紙製資料に変換できる場合は速やかに印刷しなければならない。録音資料は音声内容を文字に記録して添付し、且つ関連単位や個人が確認後、押印若しくは署名しなければならない。

第 17 条 違法行為が 2 年以内に発見されたかった場合、行政処罰は与えない。法律に別に規定のある場合はこの限りではない。前項に規定する期限は、違法行為の生じた日から起算する。違法行為が連続して行なわれている又は継続状態にある場合は、行為の終了した日から計算する。

第 18 条 期間は、時間、日、月、年で計算する。期間の開始時間と開始日は、期間内

として計算されない。期間満了の最終日が法定の祝祭日である場合、その第一営業日を期間満了日とする。

期間には途上の時間は含まず、法的期間満了日前に郵便で交付した場合は、期限が過ぎたとはみなされない。

第 19 条 当事者が不可抗力の事由又はその他正当な理由で期限に遅れた場合、障害が取り除かれた日から 10 日以内に税関へ期限の順延を申し出ることができる。許可するかどうかは税関が決定する。

第 20 条 税関が法律文書を送達する場合は、受送達者へ直接送付しなければならない。受送達者が公民の場合、本人が不在時はその同居する家族の成年者が署名し受領する。受送達者が法人やその他組織である場合、法人の法定代表者、その他組織の主要責任者又は当該法人、組織の物品受領責任者が署名し受領する。受送達者に委託した送達受領代理人がいる場合、代理人へ送付し、署名し受領することができる。

行政の法律文書を直接送達する場合、受送達者が配達記録証明書に署名又は押印し、且つ署名受領した日を明記する。配達記録証明書の受領日を送達日とする。

第 21 条 受送達者又はそれと同居する成年者の家族が行政の法律文書の署名受領を拒絶する場合、送達者は、立会人をその場に立ち合わせ、状況を説明し、配達記録証明書に、受領拒否の事由と日時を明記しなければならない。送達人、立会人が署名又は押印し、行政法律文書を受送達者の住所に留置した場合、送達されたものとみなす。

第 22 条 行政の法律文書を直接送達することが困難な場合、その他税関に送達を委託することができる、若しくは郵便で送達することもできる。

その他税関に送達を委託する場合、受託税関へ委託手続きを発行し、且つ受託税関は当事者へ提示しなければならない。

郵便で送達する場合、配達記録証明書を附し、併せて配達記録証明書に引受日と送達日を明記しなければならない。配達記録証明書が返信されない場合、書留の配達証明又は再配達証明に明記された引受日を送達日とみなす。

第 23 条 税関が中華人民共和国領内に住所を有する外国人、無国籍者、外国企業又は組織に対して行政の法律文書を送達する場合は、本規定第 20 条から第 22 条の規定を適用する。

税関が中華人民共和国領内に住所を持たない外国人、無国籍者、外国企業又は組織に行政の法律文書を直接送達することができる場合は、直接送達しなければならない。受送達者に送達受領を委託した代理人がある場合、税関は代理人へ直接送達することができ、受送達者が中華人民共和国領内に設立した代表機関又は送達を受領する権利を有する支店機関、業務代行者へ直接送達することもできる。税関は授権委託に疑問がある場合、代理人へ公証機関の公証を経た授権委託書の提供を要求することができる。

行政の法律文書を直接送達することが困難で、且つ受送達者の所在国の法律が郵便による送達を許可している場合は、郵便で送達することができる。

税関がわが国の香港、マカオと台湾地区へ法律文書を送達する場合、中華人民共和国領内で住所を持たない外国人、無国籍者、外国企業又は組織に対して法律文書を送達することに関連する規定を対照し、執行する。

第 24 条 受送達者が軍人である場合、その所属部隊の団以上の単位の政治機関を通じて移送する。

受送達者が身柄を拘束されている又は犯罪者への労働による思想改造をされている場合、その所在の刑務所、労働による思想改造機関又は犯罪者への労働による思想改造機関を通じて移送する。

受送達者が配達記録証明書に記入した受領日時を、送達日とする。

第 25 条 本規定第 20 条から第 24 条に定める送達方法を通じても送達できない場合、公示送達する。

法に基づき公示送達する場合、税関は行政の法律文書の原本を税関の公告掲示板へ貼付しなければならない。行政処罰決定書を送達する場合、新聞紙上に公告を掲載しなければならない。

公示送達の場合、公告日から満 60 日から、送達されたものとみなす。中華人民共和国領内で住所を持たない当事者に対して公示送達を行なう場合、公告日から満 6 ヶ月から、送達されたものとみます。

法律、行政法規に別に規定のある場合、及びわが国が締結又は参加する国際条約の中に特別な送達方法の約定がある場合は、この限りではない。

第 26 条 違法事実に確実且つ法定の根拠があり、公民の場合は 50 元以下、法人又はその他組織の場合は 1000 元以下の罰金若しくは警告の行政処罰は、《中華人民共和国行政処罰法》第 5 章第 1 節の関連規定に基づき、その場で行政処罰を決定することができる。

第 3 章 事件の調査

第 1 節 立件

第 27 条 税関は、法に基づき税関が行政処罰を与えるべき行為が公民、法人又はその他組織にあることを発見した場合は、調査案件としなければならない。

第 28 条 税関が受理した又は発見した反則容疑について、事実確認を経て次の情状の 1 に該当する場合は、立件しない。

- (1) 反則の事実がなかった場合。
- (2) 違法行為が法律に定める処罰の時効を過ぎていた場合。
- (3) その他法に照らし立件しない状況にある場合。

税関が立件しないと決定した場合、不受理決定通知書を作成しなければならず、速やかに告発者、案件の移送元機関又は自主的に出頭した反則嫌疑者へ通知しなければならない。

第 2 節 尋問、聴取

第 29 条 事件担当者が反則嫌疑者に尋問する、証人に事情聴取を行なう場合はそれぞれ個別に実施しなければならず、且つ法に従い有する権利と、偽証で負うべき法律責任を告知しなければならない。

反則嫌疑者、証人は、ありのままを供述し、証拠を提供しなければならない。

第 30 条 事件担当者が、反則嫌疑者を尋問する場合、その所在単位又は住所で実施することができ、税関又は指定する場所で実施することもできる。

事件担当者が証人に聴取する場合、その所在単位又は住所で実施することができる。必要なときは、税関又は指定する場所で実施することを証人に通知することもできる。

第 31 条 尋問、聴取には、尋問調書、聴取調書を作成しなければならない。

尋問調書、聴取調書に列記する項目は、規定通りに全て記入しなければならない。且つ尋問、聴取の開始日時と終了日時を明記しなければならない。事件担当者は、尋問調書、聴取調書に署名しなければならない。

尋問調書、聴取調書はその場で被尋問者、被聴取者へ引き渡し、照合させる若しくはその場で読み上げなければならない。被尋問者、被聴取者は照合後、誤りがないとした場合、尋問調書、聴取調書のページごとに署名又は指紋押印をしなければならない。署名又は指紋押印を拒絶した場合、事件担当者は、尋問調書、聴取調書に明記しなければならない。誤りや記入漏れのあった場合、被尋問者、被聴取者が訂正又は補足することを許可しなければならない。且つ訂正や補足部分に署名又は指紋押印をしなければならない。

第 32 条 聴覚障害者を尋問、聴取する際は、手話通訳士を立ち合わせ通訳として参加させなければならない。且つ尋問調書、聴取調書に被尋問者、被聴取者の聴覚障害の状況を明記しなければならない。

中国の言語文字に精通していない外国人、無国籍者を尋問、聴取する場合、通訳担当者を提供しなければならない。被尋問者、被聴取者が中国の言語文字に精通しており、通訳担当者の提供を必要としない場合、書面で声明を出さなければならない。事件担当者は尋問、聴取調書に明記しなければならない。

通訳担当者の氏名、業務単位と職業を尋問、聴取調書に明記しなければならない。翻訳担当者は尋問、聴取調書に署名しなければならない。

第 33 条 税関は初めて反則嫌疑者の尋問、証人への聴取を行なう際、反則嫌疑者、証人の氏名、生年月日、戸籍所在地、現住所、身分証明書の種類と番号、勤務先、学歴、刑事処罰歴の有無、又は被執行機関から刑事処罰を与えられたことがあるかなどの状況を明確に聴取しなければならない。必要な時は、家族構成などの状況も聴取しなければならない。

反則嫌疑者、証人が 18 歳未満である場合、尋問、聴取の際は、その両親又は後見人に同席するよう通知しなければならない。通知することができない場合又は通知をしても出席のない場合は、調書に記録しなければならない。

第 34 条 被尋問者、被聴取者が、自ら供述書の提供を要求する場合、許可しなければならない。必要なときは、事件担当者も被尋問者、被聴取者が供述書を書くことを要求することができる。

被尋問者、被聴取者が自ら提供する供述書の場合、供述書に署名をし、且つ供述した時間、場所、陳述者などを明記しなければならない。事件担当者は供述書を受領後、接收した日時を明記し、且つ署名しなければならない。

第 35 条 尋問、聴取の際、文字で記録すると同時に、必要に応じて録音、録画することができる。

第 36 条 事件担当者は反則疑者、証人の供述に対し真剣に聴取し、且つありのまま記録しなければならない。

事件担当者は暴力、威嚇、誘導、欺瞞及びその他不法な手段で供述を得てはならない。

第 3 節 検閲、検査

第 37 条 事件担当者が法に従い運輸手段と場所を検閲し、商品、物品の検査を実施する場合、検閲、検査の記録書を作成しなければならない。検閲、検査記録は、事件担当者、当事者又はその代理人が署名若しくは押印する。当事者又はその代理人が立ち会わない場合又は署名や押印を拒絶する場合、事件担当者は検閲、検査記録書に明記し、且つ立会人が署名若しくは押印しなければならない。

第 38 条 事件担当者が法に従い密輸の反則疑者の身体を検査する場合、目立たない場所又は非検査人員の視線から外れた場所で、被検査者と同姓の 2 名以上の事件担当者が行なう。

密輸の反則疑者の身体を検査する場合、医師の協力の下、実施することができ、必要なときは、医療機関に出向き、専門的な検査を行うことができる。

第 4 節 化学検査、鑑定

第 39 条 事件の調査において、関連商品、物品サンプル抽出化学検査、鑑定を行なう必要がある場合、税関又は税関が委託する化学検査、鑑定機関はサンプルを採取することができる。サンプルを採取する際、当事者又はその代理人はその場で立ち会わなければならない。当事者又はその代理人が立ち会うことができない場合、税関は立会人を要請し立ち合わせなければならない。

サンプルの採取は、封を閉じ確認し、且つサンプル採取の記録を記入しなければならない。事件担当者又は税関が委託した化学検査、鑑定機関の人員、当事者又はその代理人、立会人は署名若しくは押印しなければならない。

税関がサンプルを採取する場合、速やかに化学検査、鑑定機関へ引き渡し、化学検査、鑑定を行なわなければならない。

第 40 条 法に基づき先に換価する場合又は税関が先に関連商品、物品の通関を許可する場合、税関は 1 式 2 組以上のサンプルを採取しなければならない。サンプル数および各サンプルの数量はサンプルの品質の特徴を認定することができることを限度とする。

第 41 条 化学検査、鑑定は税関の化学検査鑑定機関若しくは国家が認可するその他機関に引渡し実施しなければならない。関連商品、物品の所持者又は所有者は化学検査、鑑定の要求に基づき、化学検査、鑑定に必要な関係資料を提供しなければならない。

第 42 条 化学分析者、鑑定者は化学検査、鑑定を実施後、化学検査報告書、鑑定結果報告書を発行しなければならない。

化学検査報告書、鑑定結果報告書は、依頼人と、依頼された化学検査、鑑定事項を明記し、化学検査、鑑定部門へ提出した関連資料、化学検査、鑑定の証拠と使用した化学的技術手段、化学検査、鑑定部門と化学分析者、鑑定者の資格の説明を明記しなければならない、且つ化学分析者、鑑定者の署名若しくは押印がなければならない。分析を通じて得た鑑定の結論は、分析過程を説明しなければならない。

第 43 条 当事者は化学検査報告書、鑑定結果報告書について意義がある場合、再検査、再鑑定を 1 度申請することができる。税関は審査を通じて確かに正当な理由があるとする場合、改めて、化学検査、鑑定を行なわなければならない。

化学検査、鑑定費用は、税関が負担する。但し、当事者の申出により実施する再検査、再鑑定の場合、仮に化学検査、鑑定結果に変更があった場合、化学検査、鑑定費用は税関が負担する。化学検査、鑑定に変更がなかった場合は、化学検査、鑑定費用は、再検査、再鑑定を申出た申請者が負担する。

第 5 節 預金、送金の開示請求

第 44 条 密輸事件を調査する際、事件担当者は事件にかかわる単位と嫌疑者の金融機関、郵政企業の預金、送金の開示を請求する場合、直属の税関長またはその授権の従属の税関長の批准を経なければならない。

第 45 条 事件担当者が事件の嫌疑がかかる単位と嫌疑者の金融機関、郵政企業の預金、送金の開示請求を行なう場合、執行官としての身分証明を表明し、税関の情報開示請求書を提示しなければならない。

第 6 節 差押えと担保

第 46 条 税関が法に基づき商品、貨物、運輸手段、その他財産及び帳簿、証券などの資料を差押える場合、執行証明書を提示しなければならない、差押え書を作成し当事者へ送達しなければならない。その場でその差押えの理由、証拠及びその法に基づき享受する権利を告知しなければならない。

差押え書には差押えられた商品、物品、運輸手段またはその他財産の名称、規格、数量、重量などを記載しなければならない、品名、規格、数量、重量をその場で確定することができない場合は、できる限り完全にその他の特徴を記述しなければならない。差押え書には、事件担当者、当事者またはその代理人、保管者が署名若しくは押印しなければならない。当事者又はその代理人がその場に立ち会わない場合又は署名や押印を拒絶する場合は、事件担当者は差押え書に明記しなければならない、且つ立会人が署名若しくは押印しなければならない。

税関が法に基づき商品、物品、運輸手段、その他財産及び帳簿、証券などの資料を差押える場合、差押えの封印を行うことができ、当事者又はその代理人、保管者は適切に保管しなければならない。

第 47 条 税関が商品、物品、運輸手段、その他財産及び帳簿、証券などの資料を差押える期限は 1 年を超過してはならない、事件の調査の必要から、直属の税関長またはその授権の従属の税関長の批准を経て、延長することができるが、延長期限は 1 年を超過して

はならない。但し、再議、訴訟期限は計算に入れない。

第 48 条 人民法院の判決又は税関の行政処罰の決定が下される以前は、差押さえられた危険物又は 生鮮品、腐乱し易い、効力を失い易い、変質し易いなど長期保存に適さない商品、物品及び所有者が先に換価を申出た商品、物品、運輸手段に対して、法に基づき先に換価する必要がある場合、直属の税関長またはその授権の従属の税関長の批准を経なければならない、

税関は換価を実施する以前に、先に換価する商品、物品、運輸手段の所有者へ通知しなければならない。換価実施以前に速やかに通知することができない場合、税関は商品、物品、運輸手段を換価した後で、その所有者に通知しなければならない。

第 49 条 税関が法に基づき、商品、物品、運輸手段、その他財産及び関連の通帳、証券などの資料の差押さえを解除する場合、差押さえ解除通知書を作成し当事者へ送達しなければならない、差押さえ解除通知書は事件担当者、当事者又はその代理人、保管者が署名若しくは押印しなければならない。当事者又はその代理人がその場に立ち会わない又は当事者、代理人が署名や押印を拒絶する場合、事件担当者は差押さえ解除通知書に明記しなければならない、且つ立会人が署名若しくは押印しなければならない。

第 50 条 反則の嫌疑がかかる商品、物品、運輸手段が差押さえできない場合若しくは差押さえに不都合な場合、当事者又は運輸手段の責任者は税関へ担保を提供する際、事件担当者は担保受領書を作成し、当事者又は運輸手段の責任者へ送達しなければならない。担保受領書には事件担当者、当事者、運輸手段の責任者又はその代理人が署名若しくは押印しなければならない。

担保を受領後、事件にかかわる商品、物品、運輸手段に対しては、写真又は録画に残し文書として保管することができる。

第 51 条 税関が法に基づき担保を解除する場合、担保解除通知書を作成し当事者又は運輸手段の責任者へ送達しなければならない。担保解除通知書は事件担当者及び当事者、運輸手段の責任者又はその代理人、保管者が署名若しくは押印する。当事者、運輸手段の責任者又はその代理人がその場に立ち会わない場合又は署名や押印を拒絶する場合、事件担当者は担保解除通知書に明記しなければならない、且つ立会人が署名若しくは押印しなければならない。

第 52 条 法に基づき密輸の反則嫌疑者の人身を拘留する場合は《中華人民共和国税関人身拘留実施規定》の手順に基づき取り扱う。

第 7 節 調査の中止と終結

第 53 条 税関が行政処罰の事件を処理し、立件後当事者の違法行為がその他行政機関又は刑事捜査部門へ移送し処理しなければならないと気付いた場合は、速やかに移送しなければならない。

行政処罰の事件は税関がその他行政機関又は刑事捜査部門へ移送した日より調査を中止する。

第 54 条 税関が調査を中止した行政処罰事件が、次の情状の 1 に該当する場合、調査を再開しなければならない。

(1) その他行政機関又は刑事捜査部門が既に処理を下した税関の移送事件が、やはり税関が行政処罰を下す必要があるとした場合。

(2) その他行政機関又は刑事捜査部門が受理しない又は刑事責任を追及せず、税関に処理を差し戻した場合。

第 55 条 調査を経た後、行政処罰の事件に次の情状の 1 が該当する場合、調査を終結することができる。

(1) 反則の事実が明らかで、法律手続きが完了し、反則の性質を特定するのに証拠が十分である場合。

(2) 反則の事実がなかった場合。

(3) 当事者としての自然人が死亡した場合。

(4) 当事者としての法人又はその他組織が停止し、法人又はその他組織がその権利義務を継承せず、追跡調査できるその他関係者がいない場合。

(5) その他行政機関又は刑事捜査部門が処分を下した税関の移送事件が、税関で行政処罰を下す必要がないとする場合。

(6) その他法に基づき調査を終結すべき状況の場合。

第 4 章 行政処罰の決定

第 1 節 案件審査

第 56 条 税関は既に調査の終結された行政処罰の事件について、審査を経なければならない。審査手順を経ていない場合、事件の棄却を下してはならず、行政処罰を与える、与えないなどの処分決定を下してはならない。

第 57 条 税関は行政処罰事件の審査を実施する際、案件の反則事実が明確であるかどうか、最終決定の証拠は客観的で、十分であったかどうか、採用した証拠の手順は合法的で、適切であったかどうか、及び行政処罰を与えない又は処罰の軽減、軽すぎる、重すぎるという情状があるかどうかを審査しなければならない。且つ法律の適用と事件の処理意見を提出しなければならない。

事件に関係する反則事実が不明確で、証拠が不十分である又は調査手順が違法の場合、差し戻し補足調査を実施しなければならない。

第 58 条 14 歳未満の者に反則行為があった場合、行政処罰は与えない。但し、その後見人に保護観察を命じなければならない。既に満 14 歳以上 18 歳未満の者に反則行為があった場合、行政処罰を軽くする又は軽減する。

第 59 条 精神障害者が自己の行為を判断できない又は抑制できない時に反則行為があった場合、行政処罰は行わず、厳格に監理と治療を実施するようその後見人へ命じなければならない。間歇性精神障害者が精神の正常な時に反則行為があった場合、行政処罰を与えなければならない。

第2節 告知、照合確認と公聴会

第60条 税関が行政処罰の決定を下す以前に、当事者へ下された行政処罰の決定の事実、理由と証拠を告知しなければならず、且つ当事者が法に基づき享受する権利を告知しなければならない。

関連業務への従事の一時停止、通関申告の就業一時停止、税関の登録の取消し、税関申告業務資格の取消し、公民に対する1万元以上の罰金、法人又はその他組織に対する10万元以上の罰金、関連商品、物品、密輸の運輸手段没収などの行政処罰の決定が下される以前に、当事者へ公聴会の実施を要求する権利を有すると告知しなければならない。

告知義務を履行する際、税関は行政処罰の告知書を作成し、当事者へ送達しなければならない。

第61条 不可抗力による場合又は税関がその他正当な理由があると認めた場合を除き、当事者は行政処罰の告知書を受領してから3営業日以内に、供述書、弁明書と公聴会の申請を提出しなければならない。期限を過ぎた場合、供述書、弁明書と公聴会を要求する権利は放棄されたものとみなす。

当事者はその場で、口頭により供述、弁明する場合、税関は行政処罰の決定を直接下すことができる。当事者が供述、弁明と公聴会の権利を放棄する場合、書面で記載しなければならない。且つ当事者又はその代理人が署名若しくは押印しなければならない。

第62条 税関は当事者の供述書、弁明意見書を受領後、照合確認しなければならない。当事者が提出した事実、理由又は証拠が成立する場合は、税関は取り入れなければならない。

第63条 税関は当事者の弁明により処罰を重くしてはならない。但し税関が新たな反則事実を発見した場合はこの限りではない。

第64条 照合確認を経て、元の処罰の告知事実、理由、証拠、処罰の幅を変更する場合、税関の行政処罰告知書は新たに発行しなければならず、且つ本規定第60条から第63条の規定に基づき処分しなければならない。

第65条 当事者が公聴会の実施を申出る場合は、《中華人民共和國税関行政処罰公聴会法》の規定に基づき、処理する。

第3節 処分決定

第66条 税関長は行政処罰の事件の審査についての異なる結果に基づき、法に従い以下の決定を下さなければならない。

(1) 反則行為が確かにあり、行政処罰を与えるべき場合は、その情状と損害結果の軽重に基づき、行政処罰の決定を下す。

(2) 法に基づき行政処罰を与えない場合、行政処罰を与えない決定を下す。

(3) 本規定第55条の(2)から(4)の情状の1がある場合、事件を棄却する。

(4) 税関の行政処罰実施条例第62条(3)(4)(5)に規定する押収条件に符号する場合、押収する。

(5) 犯罪の嫌疑のある反則行為の場合、刑事捜査部門へ移送し法に基づき処理する。

税関は行政処罰の決定を下す場合、反則事実が明確、最終決定が確実且つ充分、反則行為の性質の特定及び法律の提供が正確で、事件の処理手順が合法的で、処罰が合理的で適切であると確定しなければならない。

第 67 条 情状が複雑である場合又は、重大な反則行為に比較的重い行政処罰を与える場合、税関の事件審理委員会が集団で討論し決定しなければならない。

第 68 条 税関が法に基づき下した行政処罰の決定、又は行政処罰を与えない決定の場合、行政処罰決定書又は行政処罰棄却決定書を作成しなければならない。

第 69 条 行政処罰決定書は以下の内容を記載しなければならない。

(1) 当事者の基本状況、当事者の氏名又は名称、税関の登録コード、通関士の税関登録コード、住所などを含む。

(2) 法律、行政法規又は規則に違反する事実と証拠。

(3) 行政処罰の種類と証拠。

(4) 行政処罰の履行方法と期限。

(5) 行政処罰の決定に不服の場合、行政再議の申請又は行政訴訟を起す経路と期限。

(6) 行政処罰の決定を下した税関の名称と決定を下した日時、あわせて行政処罰の決定に押印した税関の印章。

第 70 条 行政処罰棄却決定書には以下の内容を記載しなければならない。

(1) 当事者の基本状況、当事者の氏名又は名称、税関の登録コード、通関士の税関登録コード、住所などを含む。

(2) 法律、行政法規又は規則に違反する事実と証拠。

(3) 行政処罰を与えない証拠。

(4) 行政処罰の棄却決定に不服の場合、行政再議の申請又は行政訴訟を起す経路と期限。

(5) 行政処罰の棄却決定を下した税関の名称と決定を下した日時、且つ行政処罰の棄却の決定に押印した税関の印章。

第 71 条 行政処罰決定書は宣告後その場で当事者へ交付しなければならない。当事者がその場にはいない場合は、税関は 7 日以内に行政処罰決定書を当事者へ送達しなければならない。

第 72 条 税関の行政処罰実施条例第 62 条の規定に基づき、関連商品、物品、違法所得、運輸手段、特製設備を押収する場合、押収品目録を作成し、被押収者に送達しなければならない。

密輸の反則事実が基本的にはっきりしているものの、当事者を調べ上げることができない事件の場合、税関は押収品目録を作成する前に、押収公告を実施しなければならない。公告期限は 3 ヶ月を限度とし、且つ関係当事者が公告期限内に指定の税関で関連の税関手続きを行なうよう命じる。公告期限が満了してもなお、当事者が税関で関連の税関手続きを行わない場合、税関は、税関の行政処罰実施条例第 62 条第 1 項 (4) の規定に基づき押収することができる。

第 73 条 押収品目録には、押収する商品、物品、違法所得、運輸手段、特製設備の名称、規格、数量や重量などを明記しなければならない。関係する商品、物品、密輸の運輸手段、特製設備に重要で、明らかな特徴や瑕疵のある場合、事件担当者は押収品に明記しなければならない。

第 74 条 押収品目録は、事件担当者、被押収者又はその代理人が署名若しくは押印する。

被押収者又はその代理人が署名や押印を拒絶する場合、若しくは被押収者が明らかではないものの立会人がその場にいる場合、立会人が署名若しくは押印をしなければならない。

被押収者の署名や押印がない場合、事件担当者は押収品目録に原因を明記しなければならない。

税関の行政処罰実施条例第 62 条第 1 項 (4) の規定に基づき、作成される押収品目録は公示送達しなければならない。

第 5 章 行政処罰決定の執行

第 75 条 税関が下した行政処罰の決定後、当事者は行政処罰決定書に定める期限内に履行しなければならない。

税関が当事者へ法に基づき下した関連業務への従事の一時停止又は執行の一時停止、税関の登録の取消し、税関申告業務資格の取消しなどの行政処罰の決定の執行手順については、税関総署が別に制定する。

第 76 条 当事者が経済的に確かに困難で、罰金の支払いの延期又は分割納付を申し出る場合、書面により提出しなければならない。

税関は、当事者の延期、分割執行の申請を受領後、10 営業日以内に罰金の支払延期、分割を許可するかどうかの決定を下さなければならない、且つ通知書を作成し申請者へ送達しなければならない。

税関が当事者の支払いの延期、分割に同意する場合は、速やかに罰金を徴収する機関へ通知しなければならない。

第 77 条 当事者の罰金の支払延期又は分割納付に同意する場合、執行完了の期限は、処罰決定書に規定する履行期限満了日から 180 日を超過してはならない。

第 78 条 当事者が期限を過ぎても行政処罰の決定を履行しない場合は、税関は次の措置を採ることができる。

期限が来ても当事者が罰金を支払わない場合、科せられた罰金の金額に基づき、日 3% の料金を加算する。

期限が来ても当事者が税関の処罰決定を履行せず、再議の申請又は人民法院へ提訴もしない場合、税関は留置いた商品、物品、運輸手段を換価配当することができる、若しくは当事者が提供した担保を配当することもでき、人民法院へ強制執行を申請することもできる。

第 79 条 税関は本規定第 78 条に規定に基づき罰金の追徴、配当措置を採る前に、執行通知書を作成し当事者へ送達しなければならない。

第 80 条 税関の処罰を受けた当事者又はその法定代表者、主要責任者が出国以前に罰金、違法所得と法に基づき追徴する商品、物品、密輸の運輸手段などの代金に相当する額を未納で、税関に提供した上述の代金の担保も未提供の場合、税関は出国を阻止する協力要請状を作成することができ、出入国管理機関へその出国を阻止するよう通知することができる。

執行阻止協力要請状には、行政処罰決定書などの関係する行政の法律文書を附さなければならない。且つ被出国阻止者の氏名、性別、生年月日、入国証書の種類と番号を明記しなければならない。被出国阻止者が外国人、無国籍者である場合は、その英文の氏名を明記しなければならない。

第 81 条 当事者又はその法定代表者、主要責任者が罰金、違法所得と法に基づき追徴する商品、物品、密輸の運輸手段など価値に相当する金額を納付した場合、若しくは税関へ上述の金額に相当する担保を提供した場合、税関は速やかに出国阻止協力要請解除の書簡を作成し、出国管理機関へ通知しなければならない。

第 82 条 当事者が提供した担保を配当する又は当事者が差し押さえられた商品、物品、運手段などを換価し支払った後に余剰金のある場合、速やかに返還又は差押さえ、担保を解除しなければならない。

第 83 条 税関の差押さえ解除通知書の送達日から 3 ヶ月以内に、当事者が正当な理由がなく税関で関係商品、物品、運輸手段又はその他財産の返還手続きを行なわない場合、税関は関係商品、物品、運輸手段又はその財産の換価を引き出すことができ、且つ換価分を留めておくことができる。換価した金額から税関の差押さえ解除通知書の送達日から起算した倉庫保管費など関連の費用を差し引き後、なお残額のある場合、当事者は税関が差押さえ解除通知書を送達した日から 1 年以内に元の税関で関連手続きをとらなければならない。期限を過ぎた場合は税関が国庫へ納付する。

第 84 条 税関が担保解除の通知書を送達した日から 1 年以内に、当事者が正当な理由もなく財産、権利証票の返還手続きを税関で行なわない場合、税関は関連の財産、権利の商標などを換価又は支払い、国庫へ納付する。

第 85 条 人民法院へ強制執行を申請する場合、税関は執行書に記入しなければならない。人民法院が提供を要求するその他資料を提供しなければならない。

第 86 条 人民法院へ強制執行を申請する場合は《〈中華自民共和国行政訴訟法〉の執行の若干の問題について最高人民法院の解釈》の規定に符号しなければならない。且つ次の期限内に提起しなければならない。

(1) 行政処罰決定書送達後、当事者が行政再議を申請しない場合又は人民法院へ提訴しない場合、処罰決定書の送達日から 3 ヶ月後から起算して 180 日以内。

(2) 再議決定書送達後、当事者が行政訴訟を起こさない場合、再議決定書送達日から 15 日後から起算して 180 日以内。

(3) 第一審の行政の判決後、当事者が上訴しない場合、判決書の送達日から 15 日後から起算して 180 日以内。

(4) 第一審の行政の裁定後、当事者が上訴しない場合、裁定書の送達日から 10 日後から起算して 180 日以内。

(5) 第 2 審の行政判決書送達日から 180 日以内。

第 87 条 当事者が《中華人民共和國税関法》に違反する行為を犯した後、企業の分立、合併又はその他資産の再編などの状況が生じた場合、当事者の罰金、違法所得の没収又は法に基づき追徴する密輸の商品、物品、運輸手段などの価格に相当する金額については、当事者の権利義務を継承する法人、組織を被執行者としなければならない。

第 88 条 次の情状の 1 に該当する場合、執行を中止しなければならない。

(1) 処罰の決定に違法又は不当な状況にある可能性がある場合。

(2) 人民法院へ強制執行を申請し、人民法院が執行の中止を裁定した場合。

(3) 行政再議機関、人民法院が執行を中止する必要があるとした場合。

(4) その他、法に基づき執行を中止しなければならない場合。

前項 (1) の状況に基づき執行を中止する場合、直属の税関長またはその授権の従属の税関長の批准を経なければならない。

執行を中止する状況が消滅した場合、執行を開始しなければならない。

第 89 条 次の情状の 1 に該当する場合、執行を終結しなければならない。

(1) 元となる法律文書が取消された場合。

(2) 当事者とする自然人が死亡した場合。

(3) 当事者とする法人又はその他組織が法に基づき停止し、権利義務を継承する者もなく、その他執行に供することができる財産もない場合。

(4) 税関の行政処罰の決定の履行期限を満 2 年超過し、税関が各種執行措置を採ってもなお、執行が完了しない場合。但し、人民法院へ強制執行を申請する状況はこの限りではない。

(5) 人民法院へ強制執行を申請後、人民法院が執行中止の裁定後 2 年を経過しても依然として執行が完了しない場合。

(6) 人民法院へ強制執行を申請後、人民法院が執行の終結を裁定した場合。

(7) その他、法律に基づき、執行を終結すべきとする場合。

第 6 章 簡易事件の処理手順

第 90 条 税関は、郵便、速達、貨物管理、保税の監視・管理などの業務現場及びその他税関の監視・管理業務において反則事実が明らかで、違法の状況も軽い場合は、簡易事件の処理手順を適用することができる。ただし、本規定第 26 条に規定する手順の適用はこの限りではない。

第 91 条 簡易事件の処理手順を適用する案件は、税関での現場調査を実施後、直接、行政処罰告知書を作成でき、その場で当事者又はその代理人が署名し受領する。

第 92 条 以下の情状の 1 に該当する場合、税関はその場で行政処罰の決定を下すこと

ができる。

(1) 当事者が陳述、弁明又は公聴の権利をその場で放棄した場合。

(2) 当事者がその場で陳述、弁明を行ない。税関がその場で照合確認を実施後、当事者又はその代理人が照合確認を受け入れた場合。

当事者が陳述、弁明又は公聴の権利をその場で放棄した場合、又はその場で陳述、弁明を行ない、照合確認の意見を受け入れたかどうかの状況は、書面による記載がなければならず、当事者の署名又は確認の押印がなければならない。

その場で下された行政処罰の決定は、行政処罰決定書を作成し、その場で当事者へ送達しなければならない。

第 93 条 簡易事件の処理手順を適用する過程において、次の情状の 1 に該当する場合、税関はその場で行政処罰の決定を下してはならず、通常手続きの規定に基づき処理しなければならない。

(1) 税関が当事者の提出した陳述、弁明の意見にその場で照合確認ができない場合。

(2) 税関の照合確認後、当事者が税関の照合確認の意見について不服の場合。

(3) 当事者が法に基づきその場で公聴会を要求した場合。

(4) 税関が更に詳しい調査が必要と認める場合。

第 7 章 附則

第 94 条 事件担当者が職責を軽んじ、私欲の為に不正を働き、職権を乱用し、他人の財物を要求又は受領した場合、法に基づき処分を与える。犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第 95 条 税関は外国人、無国籍者、外国の企業又は組織に行政処罰を与える場合、本規定を適用する。

第 96 条 本規定は税関総署が説明に責任を負う。

第 97 条 本規定は 2007 年 7 月 1 日から施行する。